

建に前來す。業に乾隆十一年十一月十六日に貴司に移咨す、等の因ありて案に在り。

但だ所有の原船二隻は旧例に遵依し、該都通事金鑑・蔡坦等、今年夏汛必ず応に還棹すべきも、奈んせん、夏を経て冬に届るも未だ帰るを見ること有らず。但だ海上の往来、風濤不測なれば、誠に恐るらくは、閩省に遲滞するや、抑も或いは本国の遠島に收入するや、均しく未だ定むべからず。若し風不順なるに因り淹留して閩に在る有れば、伏して祈るらくは、貴司、皇上の遠人を優恤するの至意を仰体し、風汛を得るを俟ちて遣發し歸るを賜わらんことを。則ち特だに航海の末員、感激するのみならず、挙国、永く鴻恩を戴かん。此れが為に理として合に由を備えて貴司に移咨すべし。請煩わくは察照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十二年（一七四七）十二月初四日

2-28-25

国王尚敬の、接貢のため存留通事梁増等に付した執照

（乾隆十二《一七四七》、十二、四）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆十一年冬、特に耳目官毛允仁・正議大夫梁珍等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に來たる。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす、等の因ありて案に在り。今、旧例に遵い、特に都通事鄭佑等を遣わし、官伴・水梢共に九十一員名を率領し、海船一隻に坐駕して福建に前來す。恭しく勅書併びに欽賜の物件、及び京より回る貢使毛允仁・梁珍、存留官金安等を接う。

所抛の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行に使ならしむべし。今、王府、礼字第四十九号の半印勘合執照を給し、存留通事梁増等に附して収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遲悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員	鄭佑	跟伴四名
使者二員	①毛宏勳	跟伴八名
	②蔡楨	
存留通事一員	梁増	跟伴六名
管船夥長・直庫二名	楊文炳	馬利国
水梢共に六十七名		

右の執照は存留通事梁増等に附し、此れを准す

乾隆十二年（一七四七）十二月初四日 給す

注（1）毛宏勳 乾隆十二年の使者。

（2）蔡楨 乾隆十二年の使者。

（3）梁增 国吉里之子親雲上（『家譜（二）』一六一頁、阮駿の譜）。

『宝案』では乾隆十二年の存留通事（卷二八）、二十一年に冊封

使の帰国の護送都通事（卷三九）、三十年にも接貢船の都通事

（卷四九）として名がみえる。

（4）楊文炳 乾隆十二年の管船夥長。